特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関 する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年5月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務					
②事務の概要	【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付の支給、地域生活支援事業を実施する。 【内容】 ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 ・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給 ・計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給 ・清装負費の支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給 ・自立支援医療費の支給 ・自立支援医療費の支給 ・自立支援医療費の支給 ・自立支援医療費の支給 ・自立支援医療費の支給 ・自立支援を指費する事務 ・他の法令による給付との調整 ・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。					
③システムの名称	障がい者福祉システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付ファイル、日常生活用具給付事業(給付・貸与)ファイル、日中一時支援事業ファイル、移動支援事業ファイル、訪問入浴事業ファイル、身体障害者自動車改造費補助ファイル

3. 個人番号	か利用
---------	-----

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第一第84項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令 第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	(選択肢>(要施する] 1) 実施する2) 実施しない3) 未定					
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で					
	定める事務及び情報を定める命令 第55,55の2,55条の3					

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部障がい福祉課			
②所属長の役職名	障がい福祉課長			

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

保健福祉部障がい福祉課

連絡先 住所: 〒970-8686 いわき市平字梅本21

電話:0246-22-7486

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目評	価書又は全項	く選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 頁目評価書において、リス	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ	(.)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部	監査
9. 従業者に対する教育・점	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月12日	I 5② 所属長の役職名	障がい福祉課長 長谷川政宣	障がい福祉課長	事後	
平成31年2月12日	I 4② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第16,26,56 の2,57,87,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12,19,30,31,44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第108,109,110の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第 8.11.16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号別表第二の第108,109,110の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55,55の2,55の3条	事後	
平成31年2月12日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	平成27年10月19日時点	平成31年1月18日時点	事後	
平成31年2月12日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	平成27年10月19日時点	平成31年1月18日時点	事後	
令和3年9月1日	I 4② 法令上の根拠	省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 [情報照会の根拠] *番号法第19条第7号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 8.11,16.20,26.56の2,53.57.87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で 定める事務及び情報を定める命令 第55,55の 2,55の3条	事前	
令和5年2月1日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	I 4② 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号別表第二の第108,109,110の項・行政手続における特定の個人を識別するため	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59条の2の2 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第55,55 の2,55条の3	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年5月24日	Ⅱ2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	